

平成25年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

青森県地方独立行政法人評価委員会
委員長 昆 正 博

意 見 書 (案)

公立大学法人青森県立保健大学の第1期中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法第31条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

公立大学法人青森県立保健大学の第1期中期目標の期間の終了時の検討について審議した結果、

- ・青森県の目指す「命と暮らしを守る」社会の実現に向け、専門性を有する人材育成及び教育研究成果の還元などの地域貢献活動において重要な存在意義があること
- ・中期計画は総じて順調な進捗状況にあり、概ね中期目標の達成が見込まれること
- ・公益財団法人大学基準協会の認証評価結果が「適合」とされていること

などの理由から、青森県が設立する公立大学法人として、引き続き県との連携の下、法人化のメリットを最大限に活かし、業務を継続することが適当と考えられる。

今後の業務運営においては、特に更なる改善や社会経済情勢の変化への対応が求められる別紙の事項に留意し、取り組むことが必要と考えられる。

組織及び業務全般に係る留意事項

大学院の教育・研究の 充実	博士前期課程の収容定員の充足率の向上や院生の実践的研究能力の育成・研究発表の促進に一層取り組むこと。
学生への支援	高水準にある各種国家試験合格率及び就職率を維持しつつ、県内就職率の向上のため、県と法人が連携し、就職支援体制の強化を図ること。
研究成果の活用と地域 貢献	保健、医療及び福祉分野の研究成果が、本県が抱える様々な課題の解決に結びつくよう、一層の取組を推進すること。
業務運営体制の充実・ 強化	中期計画及び年度計画が着実に実施されるよう、業務運営体制の一層の充実・強化を図ること。